

介護サービス事業所運営指導結果について

居宅介護支援
介護予防支援

【運営基準減算について】 居宅介護支援

1. サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、文書を交付して説明し、署名を得る必要がある規定を遵守していなかった。
2. ケアマネジメントプロセスで遵守しなければならない事項について、支援経過等から確認できなかった。

運営基準は最低限遵守しなければならない規定となっています。担当ケアマネジャーが体調不良等に対応できない場合は、他のケアマネジャーが対応する等、管理者を中心として、事業所全体で遵守する必要があります。

★運営基準減算について（要確認）

老企第36号第3[居宅介護支援]の6

(1)サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない場合

→文書を交付して説明を行う必要があります。

★運営基準減算について（要確認）

老企第36号第3の6

(2)居宅サービス計画の新規作成及びその変更

- ① アセスメント時に利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合
- ② サービス担当者会議を開催していない場合
- ③ 居宅サービス計画について、利用者及びその家族に説明し、利用者から同意を得た上で、利用者及び担当者に居宅サービス計画を交付していない場合

★運営基準減算について（要確認）

老企第36号第3の6

(3)サービス担当者会議を行っていない場合

- ① 居宅サービス計画を新規に作成した場合
- ② 要介護更新認定を受けた場合
- ③ 要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

(4)モニタリングについて

- ① 次に掲げるいずれかの方法により、利用者に面接していない場合
 - ・ 1月に1回、利用者の居宅を訪問する
 - ・ 2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う（利用者の同意を得る等の要件あり）
- ② モニタリングの結果を記録していない場合

★運営基準減算について（要確認）

運営基準減算は1月目は50%減算、2月目以降は100%減算となります。

運営基準減算がある月は、初回加算（該当者のみ）が算定できません。

また、当該規定は最低限遵守しなければならない事項であることから、運営指導での指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものです。

モニタリングについて 【介護予防支援】

モニタリングについて

- ① 次に掲げるいずれかの方法により、利用者に面接していない
 - ・ 3月に1回、利用者の居宅を訪問する
 - ・ 6月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う（利用者の同意を得る等の要件あり）
- ② モニタリングの結果（支援経過等）を月に1回記録していない

減算規定はありませんが、運営基準を遵守しているか、居宅介護支援事業所に委託しているケースを含めて、確認してください。

【内容及び手続の説明及び同意】 居宅介護支援

サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、
「利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること」について、文書を交付して説明を行っていない。

【指定居宅介護支援の具体的取扱方針】 居宅介護支援

1. 福祉用具貸与・特定福祉用具販売を位置付ける場合は、必要な理由がケアプランに記載されていない。
2. 医療系サービス（※）を位置付けているが、主治の医師へケアプランを交付していない。
3. 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めている。
4. 居宅サービス計画を担当者に交付した際に、その旨記録で把握できるようにしていない。

※医療系サービス

訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【BCPの策定等】 【衛生管理等】 居宅介護支援

1. 感染症発生時の業務継続計画を作成していない。
2. 感染症の予防及びまん延防止のための指針を作成していない。
3. 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催していない。

※ 業務継続計画と指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。

【掲示】 居宅介護支援

運営規程の概要、重要事項説明書等の事業所の見やすい場所に
掲示していない。

【特定事業所加算】 居宅介護支援

次年度が始まる前に次年度の計画を定めていない。

他の法人が運営する居宅介護支援事業所と共同で開催する事例検討会、研修会は、事例検討会等の内容、共同で実施する他の事業所等について、次年度が始まるまでに次年度の計画を定めてください。

【口腔機能向上加算】通所介護、通所リハ、通所型サービスの加算
居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）を変更し
ていない。

当該加算の算定要件（利用者に関する条件）

- ① 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者
- ② 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上「1」に該当する者
- ③ その他口腔可能の低下している者又はそのおそれのある者

当該加算は、サービス提供事業所の担当者が口腔機能改善管理指導計画を作成し、関係職種と調整を図り、ケアプランに適切に反映させる必要があります。

そのため、居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は介護予防支援事業所の担当職員（委託事業所含む）は、情報収集・アセスメントにより、利用者ごとの「解決すべき課題」「目標」等の見直しが必要であれば、ケアプランを変更する必要がある、ケアマネジメントの一連の業務を行う必要があります。

アセスメントにより、口腔機能向上サービスの必要性を御判断ください。

【参考】

- Vol.1178「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」
- Vol.1217「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」

根拠法令等

条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- ・ 八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- ・ 八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- ・ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（老企第22号）
- ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について（老振第0331003号、老老第0331016号）

標準様式通知（介護報酬の解釈③Q A ・法令編）

- ・ 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（老企第29号）
- ・ 介護予防支援業務に係る関連様式について（老振第0331009号）

介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- ・ 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（厚告第20号）
- ・ 指定居宅介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（厚告第129号）

留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- ・ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）
- ・ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老老発第0317001号、老振発第0317001号、老老発第0317001号：別紙1）

【関連】市ホームページ「人員・設備・運営基準等自己点検シート」

<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/4912.html>